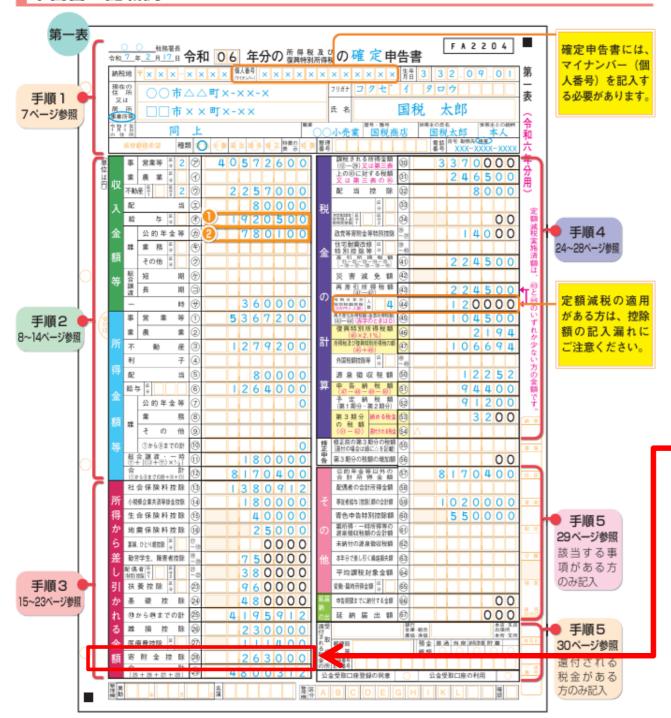
クリックすると手引きの全体版をご覧いただけます。

申告書の記載例



寄附金控除

第一表 28 第二表 28

. HP参照: 「**寄附金控除**!

(ふるさと納税など)を

受けられる方へ』

控除の概要

あなたが次の寄附金(学校の入学に関するものを除く。)を支出した場合の控除

- 国に対する寄附金●都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)
- ●独立行政法人及び一定の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する寄附金 ●公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- 日本赤十字社に対する寄附金 ◆ 社会福祉法人に対する寄附金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金(※1)
- ■認定NPO法人等(※2)に対して、その法人に係る認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金
- ◆特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 など

確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請 をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

- ※ 1 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場 合には、それぞれ政党等寄附金特別控除(➡25ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(➡25ページ)、公益社団法人等寄附金 特別控除(→25ページ)と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。
- ※ 2 認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人を含む。)をい

認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(https://www.npo-homepage.go.jp)をご覧ください。

申告書の書き方

24欄 … 計算欄 E の金額を転記します。

第二表

- ●「寄附金控除に関する事項(図)」欄
- … 寄附先の所在地・名称を記入し、計算欄ADの 金額を転記します。
- ●「住民税・事業税に関する事項」欄(→33ページ)
- ※ 各欄に該当事項を記入します。

控除される金額の計算欄 寄附金(※1) 円 第一表⑫欄+退職所得金額 В +山林所得金額(※2) (赤字のときは0円) C $\mathbb{B} \times 0.4$ 円 国とCIのいずれか D (赤字のときは0円) 円E (□ - 2.000 円)

- ※ 1 政党等寄附金特別控除や認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団 法人等奇附金特別控除を受ける金額は記入しません。
- ※2 ほかに申告分離課税 (→35ページ) の所得がある場合には、それらの 所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

設例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

- ●●県(ふるさと納税) ------80.000円
- -----40.000円 ②□□市(ふるさと納税)
- ③住所地の日本赤十字社支部 -----90.000円
- ④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人)
- ⑤社会福祉法人▲▲ (住所地の都道府県が条例で指定) ------ 55.000 PI
- ⑥認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村とも (こ条例で指定) …………………15.000円
- ※ ④は公益社団法人等寄附金特別控除 (→25ページ) の対 象となり、⑤は対象となりません。
- ④に対する寄附金については公益社団法人等寄附金特別 控除の適用を、⑥に対する寄附金については認定NPO 法人等寄附金特別控除 (→25ページ) の適用を選択する ものとします。

寄附金控除の対象とする寄附金の合計額 A:
265,000円(①+②+③+⑤)
第一表⑫欄 B:8,170,400円

- **1** 图 8,170,400円×0.4= © 3,268,160円
- ② A 265,000円< © 3,268,160円 → D 265,000円</p>
- 寄附金控除額は、263,000円になります。→ 28欄へ

第一表

第二表

○ 寄附金按除に関する事項(図) 審領先の 市 名 称 等 日本赤十字針/ほか 常所士 265,000

住民税・事業税に関する事項				
差退射器,市区町柱 への専門 (特別控除対象)	共同事金、日赤 その他の指的	都進方規 条例指定寄附	市区町村 条例指定資財	
120,000	110,000	70,000	15,000	

↑ 個人住民税の寄附金税額控除について

個人住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、この手引きの33ページを確認の上、「住民税・事業税に関する事項」欄に必ず記 入してください。この欄が記入されていない場合には、個人住民税の賦課決定の際に控除が受けられないことがありますのでこ

※「住民税・事業税に関する事項」欄への記入例は「確定申告書の書き方(例)その2」をご覧ください。

所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方を受ける場合の確定申告書の書き方(例) その2

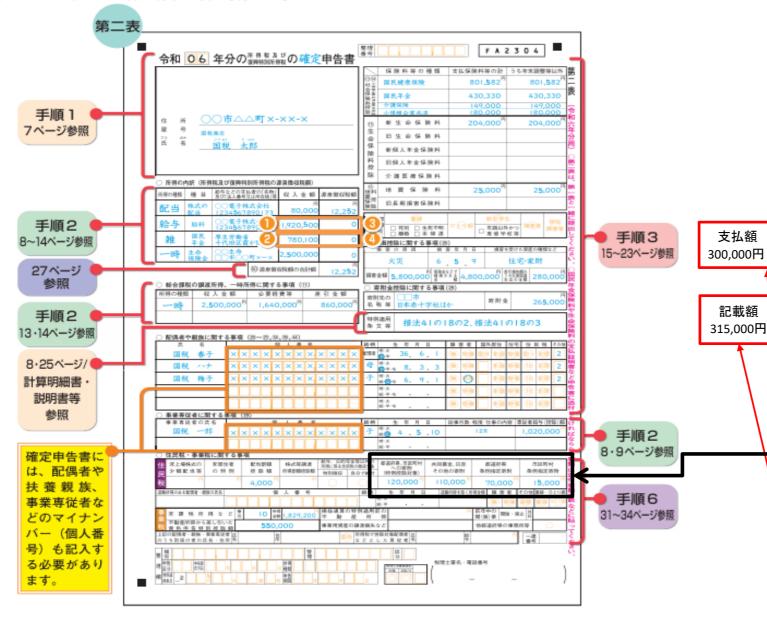
手順6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住 民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税等と住民税や事業税と では取扱いが異なるため、「住民税・事業税に関する事項」欄に該当事項を記入します。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が 税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税 の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。



※「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄で、所得の種類が数多くあるときなど書ききれないとき は、「所得の内訳書」を利用してください。

このほか第二表の各欄で書ききれないときは、欄を分割するなどして記入してください。

寄附金税額控除

④都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)や、®あなたの令和7年1月1日現在における住所地の共 同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、©あなたの令和7年1月1日現在における住所地の都道府県が条例 で指定した寄附金、®あなたの令和7年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金について、 それぞれの合計寄附金額を記入します。

- ▲ ふるさと納税について、申告特例(ワンストップ特例)を申請している場合でも、確定申告を行うとその申請が無効となります。 確定申告を行う場合には、特例申請をした分も含めて寄附金の金額を記入してください。また、都道府県・市区町村に対する 寄附金のうち、寄附日においてふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方公共団体に対するものは特例控除の対 象となりませんので、「共同募金、日赤その他の寄附」欄へ記入してください。
 - ●災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」 欄に記入してください。例えば、災害義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村への寄附(特例控除 対象)」欄に記入せず、誤って「共同募金、日赤その他の寄附」欄に記入した場合には、寄附金税額控除の金額が正しく計算され ませんので、ご注意ください。
 - ●◎・◎について、都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金がある場合は、両方の欄に記入してください。また、どの団体 が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合せください。
 - ■認定NPO法人等以外のNPO法人等に対する容附金のうち、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定したものは所得税の 寄附金控除の対象にはなりませんが、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。この場合、別途、市区町村への申告が必 要です。

記載例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

	0 0 0 11/10:00 0 0 0 11/10/10	
	② □□市(ふるさと納税)	40,000円
	③ 住所地の日本赤十字社支部	90,000円
(④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人)	20,000円
(⑤ 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定)	55,000円
	⑥ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定)	15,000円
	○ 「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄 → ①と②が対象①+②=12	(0,000円 (4)
	[5] 「共同募金、日赤その他の寄附」欄 ⇒ ③と④が対象 ③+④=11	0.000円 🖲
	⑥ 「都道府県条例指定寄附」欄 ⇒ ⑤と⑥が対象⑤+⑥= 7	0,000円 🖲
		5,000円 🖲
_	※ 小るさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附(特例控除対象以外)については、○○ではなく③に記入し	ます。

※ ⑥の寄附金の額が「都道府県」及び「市区町村」の両方の欄に含まれることから、①から⑥の合計額と②から⑨の合計額は同じになりません。

第二表

都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
120,000	110,000 ^円	70,000	15,000 ^円
À	B	ė	

実際の支払額と記載額が異なりますので、注意してください!